

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成26年3月3日

**【会社名】** 株式会社イエローハット

**【英訳名】** YELLOW HAT LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 堀江 康生

**【本店の所在の場所】** 東京都中央区日本橋馬喰町一丁目4番16号

**【電話番号】** 03-5695-1602

**【事務連絡者氏名】** 経理部長 岡田 孝二

**【最寄りの連絡場所】** 東京都中央区日本橋馬喰町一丁目4番16号

**【電話番号】** 03-5695-1602

**【事務連絡者氏名】** 経理部長 岡田 孝二

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成26年3月3日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、株式会社ウィル（以下「ウィル」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出いたします。

## 2【報告内容】

### (1) 本株式交換の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ウィル
本店の所在地	埼玉県川口市末広三丁目7番14号
代表者の氏名	代表取締役 佐藤 隆一
資本金の額	30百万円
純資産の額(単体)	1,213百万円(平成25年10月31日現在)
総資産の額(単体)	4,363百万円(平成25年10月31日現在)
事業の内容	オートバイ及び関連商品の販売・修理・輸出入業務、不動産の管理

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(単体)

(単位:百万円)

事業年度	平成23年10月期	平成24年10月期	平成25年10月期
売上高	6,451	6,555	7,299
営業利益	252	251	307
経常利益	315	212	282
当期純利益	82	125	183

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の割合

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
株式会社ウィルホールディングス	100.0%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	当社からウィルに対し、店舗用建物の賃貸を行っております。

(2) 本株式交換の目的

当社グループは、国内外でカー&バイク用品・部品の販売と取り付けを中心とした店舗網を展開する企業グループです。「関わる人すべての幸せ」を第一とする創業精神のもとで、地域に密着したお店づくりと、"あなたの道であなたの街で お役に立ちます イエローハット!"をキャッチフレーズに全国のお客様へのカー&バイクライフサービスを展開し、平成26年2月末現在、国内の店舗数は、イエローハット575店舗、モンテカルロ11店舗、2りんかん40店舗の合計626店舗となりました。お客様のカー&バイクライフにおける全てのサポートをお任せいただけるよう、ニーズにあわせた店舗業態の展開と豊富な品揃えや、最新鋭の機器と安心の技術で応えるピットサービスを実践することで、ご来店いただいたお客様に信頼と安心をご提供できる店舗づくりを目指しております。当社グループでは、現在二輪事業の強化を重点計画の一つとして位置づけており、販売拡大に取り組んでおります。

一方、ウィルは関東圏を中心に“バイカーズステーションSOX”の店舗名で二輪車両販売事業を運営しており、平成26年2月末現在、25店舗を展開しております。国産車、外国車、新車、中古車等幅広い商品を取扱い、6,000台の在庫を保有しております。世界各国から直接商品を仕入れる事で可能となるローコストでの調達や国内販売のない商品の取扱いにより、他社との差別化を図っており、「より良い品質」と「豊富な品揃え」と「充実したサービス」によりお客様に支持され、業容を拡大して参りました。

このような状況の中、イエローハットとウィルは、ウィルをイエローハットの完全子会社とし、ウィルにイエローハットの有する店舗開発力・資金力を導入、イエローハットの完全子会社でバイク用品の販売を行っている株式会社ドライバースタンドとの共同出店・業務提携をすすめることが、相互の事業拡大及び競争力の強化につながるものと考え方で一致し、本件取引を行うことを決議いたしました。

(3) 本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容、その他の株式移転契約の内容

本株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、ウィルを株式交換完全子会社とする株式交換です。

株式交換に係る割当ての内容

ウィル株式1株に対して、当社株式769株を割当て交付します。

株式交換契約の内容

当社がウィルとの間で平成26年3月3日付けで締結した株式交換契約書の内容は、次のとおりです。

## 株式交換契約書

株式会社イエローハット（住所：東京都中央区日本橋馬喰町一丁目4番16号。以下「甲」という。）及び株式会社ウィル（住所：埼玉県川口市末広三丁目7番14号。以下「乙」という。）は、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（株式交換）

甲及び乙は、甲が乙の完全親会社となり、乙が甲の完全子会社となるために株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

### 第2条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、甲が所有する自己の普通株式461,400株を、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主名簿に記載された株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式769株の割合をもって割当交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、割当てる株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条の規定に従い処理する。

### 第3条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して増加すべき甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金 0円
- (2) 資本準備金 会社計算規則第39条に従い甲が別途定める額
- (3) 利益準備金 0円

### 第4条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成26年5月1日とする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

### 第5条（株主総会）

1. 甲は、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本株式交換を行う。但し、会社法第796条第4項の規定に基づき、本株式交換に関して、甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合には、甲は効力発生日の前日までに、株主総会において本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。なお、本株式交換に係る手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上、これを変更することができる。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、株主総会において、本契約の承認および本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

### 第6条（表明保証）

乙は、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し保証する。

- (1) 自己の株主が別紙株主名簿の通りであり、名義株主が存在しないこと及び他人名義の株主が存在しないこと
- (2) 甲に提示した自己の計算書類の内容が重要な点において真実かつ適正であること及び貸借対照表に計上されていない保証債務等、簿外の債務が存在しないこと
- (3) 従業員に対する支払期が到来したものの未払いとなっている、賃金、時間外手当、社会保険料などの労働契約に関する債務が存在しないこと
- (4) 第三者の特許権、実用新案権、商標権、著作権、意匠権等の知的財産権を侵害していないこと
- (5) 第三者から重大なクレームや訴訟、調停の申立等を受けていないこと
- (6) 公租公課を滞納していないこと

- (7) 乙が締結している契約の重大な債務不履行事由を構成する事実又は時の経過若しくは通知によりかかる契約の重大な債務不履行事由を惹起せしめる事実が存在しないこと
- (8) 乙の事業遂行に関し、現に、若しくは将来重大な悪影響を与える事実の存在を乙は、善良な管理者の注意をしても了知していないこと
- (9) 乙の事業の遂行に必要な古物営業法上の許可、自動車整備工場の許可が適法に取得され、責任者の変更などの諸届けが法令に従い履行されていること、及び許可取消事由となる事実が発生していないこと
- (10) 本契約に関し、乙が甲に提供した本株式交換の条件に影響を及ぼす一切の情報が、その情報が提供された時点において、重要な点において真正、完全かつ正確なものであること
- (11) 現在甲に対し開示されておらず、かつ開示された場合に、甲の本株式交換を行うとの決定に重大な影響を及ぼす事実及び状況の存在を乙が認知していないこと

#### 第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、通常取引の範囲を著しく超える取引をするなど、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行わない。ただし、相手方の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

#### 第8条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙のそれぞれの資産状態、若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合等、本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

2. 前項により変更、解除がなされた場合、甲および乙は互いに損害賠償の請求をしない。  
ただし、甲または乙の故意、重過失に起因する場合を除く。

#### 第9条（本契約の効力）

1. 本契約は、第5条に定める甲若しくは乙の株主総会の承認又は法令に定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。
2. 本株式交換は、乙と株式会社ウィルホールディングスとの間の本契約と同日付の吸収合併契約に基づく、乙を存続会社とし、株式会社ウィルホールディングスを消滅会社とする吸収合併の効力が生じることを条件として、その効力を生じる。

#### 第10条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲乙協議の上、これを定める。

#### 第11条（裁判管轄）

本契約書に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年3月3日

甲 東京都中央区日本橋馬喰町一丁目4番16号  
株式会社イエローハット  
代表取締役社長 堀江 康生 印

乙 埼玉県川口市末広三丁目7番14号  
株式会社ウィル  
代表取締役 佐藤 隆一 印

別紙

## 株式会社ウィル

## 株主名簿

2014年3月3日現在

株主名	株主住所	所有株数	取得年月日	持株比率(%)
株式会社ウィル ホールディングス	〒334-0013 埼玉県川口市南鳩ヶ谷三丁目 22番23号	600株	平成19年10月1日	100.0

平成26年3月3日

埼玉県川口市末広三丁目7番14号

株式会社ウィル

代表取締役

佐藤 隆一

(4) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

算定の基礎

当社は、本株式交換の公正性・妥当性を確保する観点から、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、ベネディ・コンサルティング株式会社（以下「ベネディ・コンサルティング」といいます。）を株式交換比率の算定に関する第三者機関として選定いたしました。

ベネディ・コンサルティングは、当社については、当社普通株式が東京証券取引所市場第一部に上場しており市場株価が存在することから市場株価基準方式により算定を行い、ウィルについては、非上場会社であることを勘案し、収益還元方式及び類似会社比較方式による算定を行いました。

ベネディ・コンサルティングが各評価手法に基づき算出した当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の評価レンジは、以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の評価レンジ
収益還元方式	769～1,031
類似会社比較方式	675～720

なお、ベネディ・コンサルティングは、市場株価基準方式による算定においては、平成26年2月28日を基準日として、最近における当社の株式の市場取引状況を勘案のうえ、算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の株価終値平均を採用いたしました。

ベネディ・コンサルティングは、上記株式交換比率の算定に際し、当社及びウィルから提供を受けた情報（両社以外の第三者によって作成された資料を含みます。）及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません（独自にその検証を行う責任も義務も負っておりません。）。また、当社及びウィルとそれらの関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、独自に評価、鑑定並びに査定は行っており、第三者機関への鑑定及び査定の依頼も行っておりません。加えて、ウィルの財務予測については、将来の財務状況に関する現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき、ウィルの経営陣により合理的に作成されたことを前提としております。ベネディ・コンサルティングの算定結果は、平成26年2月28日現在までの情報等を反映したものであります。

ベネディ・コンサルティングが提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

なお、当社は、第三者算定機関より本株式交換比率が当社にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

算定の経緯

当社は上記第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、ウィルと慎重に交渉・協議を重ねました。その結果、当社及びウィルは、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、平成26年3月3日に開催された当社及びウィルの取締役会決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。

算定機関との関係

当社の第三者算定機関であるベネディ・コンサルティングは、当社及びウィルからは独立した算定機関であり、関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。



(5) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社イエローハット
本店の所在地	東京都中央区日本橋馬喰町一丁目4番16号
代表者の氏名	代表取締役社長 堀江 康生
資本金の額	15,072百万円
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	国内自動車用品の小売及び卸売

以上